

答 申 第 2 2 9 号

平成 1 8 年 6 月 8 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日付け政法第 2 2 4 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 7 年 1 0 月 2 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日付け政法第 1 9 9 号で行った行政文書不開示決定及び平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日付け政法第 2 0 0 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年10月18日付け政法第199号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け政法第200号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」の決定を併せて「本件不開示決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件決定1について

請求は保険指導課職員等と拡大表現をしていない。同一内容を市町村課に請求したが、異議申立人がした限定表現の開示請求に係る行政文書の件名又は内容を記載し、対象文書の特定をしている。勝手な請求内容の改ざんは、対象文書の隠ぺいの疑いがある。

イ 本件決定2について

請求は県職員と拡大表現をしていない。同一内容を市町村課に請求したが、異議申立人がした限定表現の開示請求に係る行政文書の件名又は内容を記載し、対象文書の特定をしている。勝手な請求内容の改ざんは、対象文書の隠ぺいの疑いがある。

政策法務室は法律解釈が担当で、各課で法律解釈を誤り、違法行為を発見したら何もしなくてよいとは思えない。事実関係を承知しながら、県の違法行為を放置するのは許されない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示の理由について

ア 本件異議申立てに係る処分の開示請求の対象となる行政文書を政策法務課において保有していない。

イ 異議申立人の開示を求めた文書は、香取郡東庄町の介護保険に係る事業（以下「東庄町介護保険事業」という。）に関するものである。東庄町介護保険事業に関する行政文書は、千葉県の行政組織において保有する場合には、介護保険事業に関する事務を所掌する所属（以下「介護保険担当課」という。）において保有すべきものである。

しかし、政策法務課は、そもそも県の行政組織上の分掌事務として介護保険事業に関する事務を所掌しておらず、介護保険担当課に該当しない。

ウ 仮に異議申立人の開示請求に係る行政文書を政策法務課が保有することがあるとすれば、政策法務課の職員が介護保険担当課から東庄町介護保険事業に係る相談を受け、その際に東庄町介護保険事業に関する情報の記載された資料を入手した場合等が考えられるが、政策法務課の管理に係る行政文書で異議申立人の行った開示請求の対象となるものは存在しなかった。

エ 以上のことから、本件不開示決定の理由を行政文書の不存在とした。

(2) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件決定1について、「請求は保険指導課職員等と拡大表現をしていない。同一内容を市町村課に請求したが、異議申立人がした限定表現の開示請求に係る行政文書の件名又は内容を記載し、対象文書の特定をしている。勝手な請求内容の改ざんは、対象文書の隠ぺいの疑いがある（事実関係を承知して、保険指導課職員又は健康福祉部次長部長が誰か承知しているとみなせる。）」旨を主張する。

しかしながら、本件決定1は、異議申立人の行った開示請求の開示請求書の記載内容を改ざんしたのではなく、当該記載内容と同様の趣旨を行政文書不開示決定通知書に記載して処分を行ったものであり、対象文書の隠ぺいを目的として勝手に当該開示請求の内容を変更したのではないから、異議申立人の主張には理由がない。

イ また、異議申立人は、本件決定2について、「請求は県職員と拡大表現をしていない。同一内容を市町村課に請求したが、異議申立人がした限定表現の開示請求に係る行政文書の件名又は内容を記載し、対象文書の特定をしている。勝手な請求内容の改ざんは、対象文書の隠ぺいの疑いがある」旨を主張する。

しかしながら、本件決定2は、異議申立人の行った開示請求の開示請求書の記載内容を改ざんしたのではなく、当該記載内容と同様の趣旨を行政文書不開示決定通知書に記載して処分を行ったものであり、対象文書の隠ぺいを目的として勝手に当該開示請求の内容を変更したのではないから異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件開示請求及び本件不開示決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年9月21日付けで「東庄町の介護保険法施行令1条の違反を放置していた県保険指導課の職員等が誰かわかる書類（過去・現在の保険指導課職員及び健康福祉部次長部長が対象）」の行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）及び「東庄町の介護保険法施行令1条の違反を保険指導課職員が市町村課にある東庄町の介護保険特別会計の予算書・決算書を調べれば5分でわかるのに放置してよい根拠についてわかる書類（〇〇副課長が承知して指示しない根拠についてわかる書類も含む）」の行政文書開示請求（以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、行政文書開示請求書に「(政法分)」と表記されていることから、政策法務課が保有する行政文書を対象とした請求であり、また、介護保険事業に関する行政文書を求める趣旨であると解釈したが、介護保険事業に係る行政文書を保有していないため、本件請求1については本件決定1を、本件請求2については本件決定2を行った。

(2) 本件開示請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

ア 実施機関は、そもそも政策法務課が所掌している事務上、本件開示請求に係る行政文書は作成又は取得していないため、本件開示請求に係る行政文書を保有しないと説明する。

イ そこで、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）を確認したところ、確かに、介護保険法の施行に関する事務は、保険指導課（医療整備課において所掌するものを除く。）及び医療整備課（介護老人保健施設に係るものに限る。）が所掌しており、政策法務課が所掌する事務ではないことが認められる。

ウ したがって、政策法務課が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと説明し、また、同課が保有する行政文書中に、本件開示請求の趣旨を満たす文書の存在も確認できないことから、実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本件開示請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件不開示決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 11. 28	諮問書の受理
18. 1. 18	実施機関の理由説明書の受理
18. 4. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年4月28日現在)